

第1 東京都地域福祉支援計画の策定の考え方

- 計画策定の趣旨
- 計画期間
- 他計画との関係
- 計画の理念
- 目指すべき将来像

第2 東京都の地域を取り巻く現状

- 人口・世帯の状況
- 生活困窮者をめぐる現状
- 福祉人材をめぐる状況
- 地域福祉の推進に関する定量データ

第3 課題と施策の方向性

テーマ① 包括的な地域福祉の推進

- 包括的な相談体制の構築
- 住民と行政の協働による地域課題の解決体制の構築
- 地域共生型サービスの推進
- 民生・児童委員の活動への支援

テーマ② 地域の個別課題への取組

- 低所得者に対する支援
- 住宅確保要配慮者への支援
- 災害時要配慮者対策の推進

テーマ③ 持続的な福祉サービスの提供

- 福祉人材の確保
- 福祉サービスの質の向上
- 権利擁護の推進

各分野における
都内の好事例を紹介

(参考)主要各府県地域福祉支援計画の概要

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府
策定期期	平成27年3月	平成27年3月	平成27年3月	平成27年3月
計画期間	平成27 ～29年度 ※今年度改定 予定	平成27 ～32年度 ※今年度中間 見直し予定	平成27 ～31年度 ※今年度改定 予定	平成27 ～31年度 ※今年度中間 見直し予定
位置付け	・個別計画との連携・整合を図りながら、それらの計画だけでは対応困難な住民の福祉ニーズや共通する横断的事項への取組を定める。	・県の地域福祉施策を推進するための共通理念と方向性を示す。 ・各分野の具体的施策は個別計画において推進	・福祉分野の個別計画とあいまって、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指すとともに、他の計画では対応し難い事項や横断的事項を盛り込む。	・社会福祉を目的とする全分野での取組を促進する横断的・総合的な指針

(参考)主要各府県地域福祉支援計画の構成①

埼玉県	千葉県
<p>第1章 計画の考え方 計画策定の趣旨、計画の性格と位置付け、計画期間</p> <p>第2章 地域福祉に係る本県の現状 社会構造の変化、市町村地域福祉計画の策定状況 など</p> <p>第3章 地域福祉に係る社会的な課題</p> <p>第4章 計画の理念と施策の体系</p> <p>第5章 地域包括ケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり 支援機能の拡充と地域の福祉力との統合、 NPO・ボランティア団体の基盤整備、 社協との連携強化と民生・児童委員への支援を充実</p> <p>第6章 孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり 地域福祉の場・拠点づくりの推進、 孤立死などを防ぐための取組の推進、 災害時に備えた支援の取組を充実、 地域の商店や企業等と連携した支え合いの仕組みの拡充、 団地・ニュータウン再生の促進</p> <p>第7章 地域福祉を支える担い手づくり NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援、 地域福祉を担う住民の育成を拡充、福祉教育・学習の充実、 介護、保育等サービスの人材の確保 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化</p> <p>第8章 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり 生活困窮者対策の推進、権利擁護体制の充実、 苦情解決制度及び事業者等の第三者評価、指導の充実、 誰にも優しいまちづくりの推進</p> <p>第9章 計画の推進・市町村への支援 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 計画の進行管理</p>	<p>第1章 計画の策定に当たって 計画の位置付け、計画期間、関連施策の動向</p> <p>第2章 現状と課題 家族力の低下、地域課題の顕在化、地域福祉の推進状況 など</p> <p>第3章 理念 私たちが目指す地域の姿、取組の方向性</p> <p>第4章 推進体制 地域福祉の推進イメージ、各圏域の主な役割、 地域福祉の担い手として期待される団体等</p> <p>第5章 地域・市町村を支援するための施策 互いに支え合う地域コミュニティの再生、 障害を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成、 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充 実・強化</p> <p>第6章 進行管理 計画を推進し、地域福祉を進めるために、 計画の基本指標、施策ごとの達成目標</p> <p>コラム 好事例の紹介</p>

(参考)主要各府県地域福祉支援計画の構成②

神奈川県	大阪府
<p>第1章 計画の概要 計画改定の趣旨等、「地域福祉」とは、圏域の設定</p> <p>第2章 本県における地域福祉を取り巻く現状の変化</p> <p>第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応 今後取り組むべき重点事項、 計画における施策展開</p> <p>第4章 施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none">1 ひとつづくり<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉の担い手の育成、・ 福祉・介護専門人材の確保・定着対策の推進2 地域（まち）づくり<ul style="list-style-type: none">・ 地域における支え合いの推進・ バリアフリーの街づくりの推進・ 外国籍県民への支援・ 災害時における地域支援体制の促進3 しくみづくり<ul style="list-style-type: none">・ 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり・ 高齢者・障害者・児童等の権利を守るしくみづくり・ 生活困窮者の自立を支援するしくみづくり・ 福祉サービス評価制度のしくみづくり <p>第5章 計画の推進体制</p> <p>第6章 資料</p>	<p>第1章 地域福祉の理念 地域福祉とは、 地域福祉推進に向けた原則、 地域福祉を推進する各主体の役割</p> <p>第2章 計画策定に向けて 計画策定の趣旨 計画の位置づけ 計画の目標 計画の期間</p> <p>第3章 地域福祉の推進方策</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域福祉推進の方向性2 地域福祉を推進する具体的施策<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする・ 地域福祉を担う多様な人づくりを進める・ 地域の生活と福祉を支える基盤づくりを強化する・ 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする <p>第4章 計画の推進に向けて 計画の推進体制 計画の進行管理</p>

地域福祉支援計画の計画期間・推進体制について

計画策定指針(平成14年)

- 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。
- 都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

改正社会福祉法(平成30年4月1日施行)

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 (略)

- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。